

「住むまち伏見プロジェクト」に係る「働くまち・伏見の魅力向上・発信」
業務委託仕様書（提案用）

1 委託業務名

「住むまち伏見プロジェクト」に係る「働くまち・伏見の魅力向上・発信」業務

2 本仕様書の位置付け

本仕様書は公募型プロポーザルの提案用仕様書であり、業務委託契約を締結する際には、受託候補者の提案内容を踏まえ、協議の上で契約用仕様書に改めるものとします。

3 委託業務の目的

京都市では、人口減少対策に全市を挙げて取り組んでいます。

人口減少対策における大きな要素の一つである「しごと」に注目した場合、伏見区については、日本酒をはじめとした伝統産業から、活気ある商店街などの商業、らくなん進都等の先端産業、市内最大の耕地面積を有する農業など、多彩な産業、ポテンシャルがあることに加え、西日本屈指の人口を誇る行政区として大きなマーケットがあり、また、交通・流通も便利な立地になっています。その一方で、「面白い事業者がいる活気ある町」、「新しい可能性のある町」といったイメージは多くない状況にあります。

今回の業務を通して、伏見区内の若手事業者や活動主体のネットワーク形成を図り、その見える化を行うことにより、働く場としての伏見の魅力向上と、区内外にその魅力を発信することを目的とします。

4 委託業務の対象範囲

伏見区内（支所管内を除く地域）とします。

交流会の参加者は区民に限定せず、伏見区内で事業・活動を行う者、伏見に関心をもつ者も含めます。

5 委託業務内容

(1) 交流会の企画・運営

ア 内容

多様な活動主体が交流し、働く場としての伏見区の魅力発信につながる場として、交流会（規模：50人程度を想定）を企画・運営します。

実施に当たっては、以下の点について留意してください。

- ・交流会の参加者は、若手事業者等（例えば自営業者、起業家、デザイナー、アーティストなど）で、伏見地域の事業者とつながりを作りつつ、新たな展開や伏見外への情報発信を生み出し得る者などを中心に、多様な活動主体を想定しています。
- ・伏見区で活動する主体を掘り起こしリスト化して、交流会への参加を働きかけるなど、提案者の責任において、参加者を確保すること。
- ・トークテーマや講師を選定するにあたっては、様々な活動主体の参加意欲を喚起する

ような内容とすること。

- ・参加者同士のつながりの形成や、働く場としての伏見の魅力発信につながるよう、内容を工夫すること。
- ・参加者の声として、働く場としての伏見についての思いや課題、今後に向けたアイデアなどの情報を収集できるようにすること。
- ・交流会の参加費は無料とすること（必要に応じて茶菓を準備すること）。ただし、交流会の実施後に実費程度の参加者負担で懇親会等（簡単な飲食含む。）を実施することは可とします。
- ・どのような参加者がいたのかも含めて、交流会の様子を「住むまち伏見」サイト等で公開する記事（画像データを含む）を作成すること。

イ 開催回数

1回以上

ウ 会場

伏見区内の施設等（提案者において提案してください。）

(2) 伏見区若手事業者インタビュー

ア インタビューの実施

伏見区内の若手事業者を対象としたインタビューを行い、「住むまち伏見」サイト等で公開する記事（画像データを含む）を作成すること。

イ 対象

3名程度。

対象者は伏見区内の若手事業者としますが、業態や活動内容が偏らないよう多様な対象者を選定するものとします。

また、少なくとも1名は伏見区内への移住者を選定してください。

ウ インタビューで引き出すポイント

- ・ インタビューイから見た伏見区の魅力
- ・ インタビューイが現在の活動を伏見区で実施しようと考えた理由、きっかけ
- ・ （移住者の場合は）なぜ移住しようと思ったか。

エ インタビュー手法

対面、ウェブミーティング方式の別は問いません。

インタビュー3名以上が一堂に会する座談会方式でも構いません。

(3) 広報

交流会を実施するに当たり、以下の広報業務を行います。

ア 開催周知チラシの作成、配布（A4カラー刷り、1,000部程度）

イ 本市が運営するウェブサイト、X（旧Twitter）アカウントに掲載する記事の作成・公開（開催周知、開催報告など）

ウ ア、イの他、提案者において活用可能な広報媒体を活用した広報（具体案があれば提案してください。）

(4) 「働くまち・伏見」の魅力向上につながる分析・提言

どのような施策が、伏見区の昼間人口も含めた人口流入・増加につながるかについて、上

記(1)、(2)、(3)の実施を通じて得られた分析結果を基に提言してください。

6 成果物

次に掲げる成果物を京都市に提出すること。

- (1) 業務完了報告書 3部
「5 委託業務内容」に掲げる項目について、数値など定量的な評価も含めて詳細に報告してください。その際、実施した内容に加えて、それがどのような効果があったのかを含めて報告するとともに、「働くまち・伏見」分析・提言については、効果や実現可能性も含めて具体的に記載ください。
- (2) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 一式
- (3) 上記(1)、(2)に係る電子データ 一式

7 その他

- (1) 協議事項
仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行います。
- (2) 個人情報等の保護
受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはいけません。委託期間終了後も同様とします。
- (3) 損害賠償
本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとします。
- (4) 知的財産権
成果物（上記6）の作成過程で発生した本業務に固有のアイデア、デザイン、手法、資料の知的財産権は、本市に帰属するものとします。
- (5) 自主的な情報収集
受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行ってください。
- (6) 会議又は打合せ場所の確保
受託者は、当該業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、伏見区役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保してください。